

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年3月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500070号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500021号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和34年7月6日から同年8月1日まで
② 昭和35年8月1日から昭和42年7月1日まで

昭和34年7月6日から昭和42年6月30日まで、継続してA社B事業所(現在は、A社C事業所)に勤務していたが、厚生年金保険の記録は、昭和34年8月1日から昭和35年8月1日までの12か月しかない。在職証明書を提出するので、調査の上、請求期間①及び②について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書により、請求者は、昭和34年7月6日から昭和42年6月30日までA社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社C事業所は、請求者に係る人事記録について確認できるのは、上記の在職期間にA社B事業所において、非常勤職員として行政事務を担当していたことであり、在職中の勤務形態、給与及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している。

また、請求期間②について、D共済組合連合会は、当該期間において請求者は、D共済組合の組合員であったと回答しており、当時の厚生年金保険法第12条により、共済組合の組合員は厚生年金保険の適用除外とされていたことから、請求者は当該期間に厚生年金保険の被保険者とはならない。

さらに、請求者について、D共済組合連合会は、A社B事業所を退職後の昭和42年9月23日に、共済組合員期間に係る退職一時金を全額受給している旨回答しているところ、事業所別被保険者名簿により、請求者と同時期に、A社において厚生年金保険の被保険者記録を確認できる複数の同僚は、退職一時金を受給した旨回答しており、そのうち1名は、A社B事業所に

昭和 35 年 3 月に入職し、約 1 年後にD共済組合に加入し、退職した昭和 43 年 3 月に退職一時金を受給した旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500093号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500022号

第1 結論

請求期間①から⑫までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月
② 平成25年12月
③ 平成26年12月
④ 平成27年8月
⑤ 平成27年12月
⑥ 平成28年12月
⑦ 平成29年8月
⑧ 平成29年12月
⑨ 平成30年8月
⑩ 平成30年12月
⑪ 令和元年8月
⑫ 令和元年12月

請求期間①から⑫までについて、A社から賞与の支払を受けていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、請求期間①から⑫までに係る標準賞与額の記録がないため、記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求者からは各請求期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与支払明細書等の資料の提出はなく、事業主からも各請求期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料の提出はないことから、各請求期間の賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業主は、各請求期間の厚生年金保険料を賞与から控除したか否かについて不明であ

る旨回答している上、請求期間当時の給与及び賞与の支払方法について、現金手渡しであった旨陳述しており、金融機関への振込記録を確認することができない。

このほか、請求者の各請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。